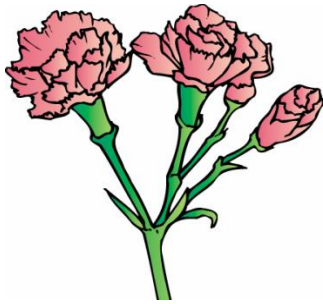




毎月5日発行

Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人 **MAC** 税理士法人 望月会計

TEL: 0263-34-4488

FAX: 0263-34-0054

第 112 号

「技能実習」に関する改正法が 11 月施行 ～介護職種を追加するとともに 監督を強化

◆外国人技能実習機構を新設へ

政府は、外国人技能実習制度の範囲に「介護職」を加えるとともに、制度に基づき日本国内の企業や農家で働く外国人への人権侵害に対する罰則を設け、受け入れ先への監督を強化する技能実習適正化法の施行日を 11 月 1 日と定める政令を閣議決定しました。

受け入れ先の企業が今年 1 月に新設された認可法人「外国人技能実習機構」に実習計画を提出し、認定を受ける新制度が始まります。

また、政府は、外国人の在留資格に「介護」を新設する出入国管理及び難民認定法の改正法を 9 月 1 日に施行することも決めました。

◆実習生の増加とともに違法就労も拡大

「外国人技能実習制度」は、海外に日本の技術を伝える国際貢献を目的として、1993 年に始まりました。

安倍政権は製造業などでの人手不足を補うために受け入れを進め、5 年ほど前の 15 万人程度から、昨年 6 月末時点では過去最多の 21 万人に達しています。

ただ、低賃金で長時間労働を強いる「安価な労働力」となっているという批判もあり、長時間労働など労働基準法に違反

する職場や、労災事故が増加している現場に対しての監督強化も課題となっていました。

◆受け入れ対象は拡大、違法就労への監督は強化し罰則も

施行される法律のポイントは、以下の通りです。

- (1) 実習生の受け入れ先を監督する外国人技能実習機構を新設する
- (2) 実習生ごとに実習計画をつくり、機構が内容をチェックする
- (3) 実習生の人権を侵害する行為への罰則を設ける
- (4) 実習生の受け入れ期間を最長 3 年から 5 年に延長する

受け入れ先の企業や団体を監督する「外国人技能実習機構」を新設し、受け入れ先は機構に実習計画を示し、認定を受けることが求められます。

◆入管法等の改正も 9 月に施行

また、改正入管法を 9 月に施行し、介護の現場で外国人がより多く働けるようにするため「介護」の在留資格を新たに設け、日本で介護福祉士の資格を得た人が対象となります。

一方、技能実習生として入国してまもなく実習先から逃亡し不法滞在する事例も増えているため、在留資格の偽装の取締り策を強化し、違反者には懲役や罰金が科されるようになります。